

# 正 誤 表

萩国際大学論集 第5巻 1号

誤 → 正

表紙 8 段目  
Electrocardio-graphic → Electrocardiographic

裏表紙 7 段目  
Electrocardio-graphic → Electrocardiographic

26 ページ 5 段目 破産 → 破綻

41 ページ 24 段目  
施行日より → 施行により

82 ～ 87 ページ ・陀多 → 犍陀多

# 銀行株主の二重責任規定に関する歴史的考察

—第2次大戦前アメリカ合衆国における銀行株主の非有限責任の実際—

黒羽雅子

## 目次

### I. はじめに

1. 二重責任とは
2. 先行研究と本稿の目的

### II. 二重責任規定の歴史的展開

1. 南北戦争(1861-65年)以前
2. 国法銀行法成立以後(1863-1933)

### III. 二重責任適用の実際

1. 国法銀行の場合
2. 州法銀行の場合
3. 二重責任の実効性

### IV. 終わりに—銀行株主の二重責任の終焉と歴史的意義

## 参考文献

## Appendix

### I. はじめに

#### 1. 二重責任とは

1933年銀行法の成立までは、アメリカの国法銀行法(National Bank Act of 1864)には次のような規定が含まれていた。

国法銀行のすべての株主は、その銀行株式の額面価格での持ち分の程度に応じて、その銀行のあらゆる契約、負債、義務に対して平等にかつ均分に各々の責任を負わなければならない  
… (Sec.5151, Revised Statutes<sup>1</sup>)

これが国法銀行のいわゆる二重責任(double liability)に関する規定とされているものである。州銀行法の多くは国法銀行法に含まれる項目と同様のものを規定しているので、このような規定は相当

---

<sup>1</sup> 全文は Appendix に掲げた。

数の州の銀行法にも盛り込まれていた<sup>2</sup>。連邦預金保険成立以前、二重責任規定は預金者保護（古くは発券の保証）を目的としたものであったが、その運用は州により時代により区々であった。

Helderman[1931]によれば、銀行の預金者保護という観点から見た株主の追加的責任規定の起源は、1837年に改正されたニューヨークの1828年安全基金法の中に見いだせるという。同法は預金保険制度の起源にも位置づけられているが、はじめは破産した加盟銀行の負債（発券）を償う目的で賦課金を基金として積み立てる仕組みを規定していた。1837年の改正では基金の3分の1を預金者のために留保するという規定が新たに挿入された<sup>3</sup>。南北戦争以前に州有銀行制度を導入した6州のうちインディアナ州(1834-1866)、ミシガン州(1836-1842)、オハイオ州(1845-1866)<sup>4</sup>の銀行法には銀行株主の責任規定が盛り込まれていた。その他の州が追隨するのはこれ以降のことである。

「銀行株主の二重責任」を字義通りに解せば、株式を所有する銀行が破綻した場合、株主は最大その株式の持ち分を失うという一般的な有限責任ばかりでなく、追加的にその保有株式額面総額相当の債務弁済責任を負うというものである。破綻した国法銀行や州法銀行の整理に際して、一定の役割を果たしたという評価<sup>5</sup>がある一方、筆者が分析したネブラスカ州法銀行の破綻処理の事例では、二重責任による成果はほとんど見いだせなかった<sup>6</sup>。先にも述べたように、一口に銀行株主の二重責任といっても、内容も運用も州により異なっていたのである。

## 2. 先行研究と本稿の目的

アメリカにおける銀行株主の二重責任については、預金保険制度や銀行の破綻処理に関する歴史研究の中でしばしば言及されてきた。銀行株主の二重責任問題をまとめて論じているものには、古くはHelderman[1931]、Dewey[1910]などの金融史研究書の他、Marquis[1937]やPike[1932]の小論、本格的な調査を伴ったFederal Reserve Committee on Branch, Group, and Chain Banking[1933]がある。以上は銀行株主の二重責任が実施されている時代の研究であり、この制度を半ば所与のものとして受け入れる立場から、制度の成立事情や実施状況などを分析したものである。

最近の研究には、1990年代初めの連邦預金保険制度改革論議のなかで二重責任の意義を再考しようと試みたMacey & Miller[1992]や、契約理論的な視角から株主の二重責任主義に対する意義付けを試みたKane & Wilson[1996]がある。Macey & Miller[1992]は銀行株主の二重責任が歴史的に成功した制度であったことを示しつつ、連邦預金保険制度の弱点を補強するものとしてこの制度の導入を提唱している。法律学的立場からの二重責任の歴史的評価である。重要な結論を導くべき分析

<sup>2</sup> 1910年には32の州、1930年には38の州の銀行法にこのような規定が含まれていた。

<sup>3</sup> Helderman[1931]pp.154-156.

<sup>4</sup> 括弧内は制度の存続の期間である。Knox(1903)pp.679-682, 694-701,730-735.

<sup>5</sup> Macey & Miller[1992]p.55.

<sup>6</sup> 黒羽 [2001] pp.495-518.

において、必ずしも適切とは言えない計数評価が見られるため、これをもとにした結論には疑義が残る<sup>7</sup>。Kane & Wilson[1996]は分析の手がかりとして Optimal Contract Theory (最適契約理論)を導入し、二重責任規定の廃止が契約理論的には合理的なものであったことを示している。銀行株主の二重責任の実施に関わる諸問題については必ずしも分析されていない、また、それが結論に影響を与える要因のひとつでなかったのかというアプリオリな疑問に答えていないという難点も見られる。

日本語文献では、本格的な議論は言うに及ばず、小論のようなものもみつけることはできなかった。本稿では、まず、銀行株主の二重責任に関してその全体像を明らかにし議論を形成したい。本邦における研究状況から見れば、この目的が少なからずの意義を見いだせるものと考ええる。また、当該制度の歴史的意義に一定の光を当てることが課題である。

## II. 二重責任規定の歴史的展開

### 1. 南北戦争(1861-65年)以前

Marquis[1937]<sup>8</sup>によれば、アメリカの銀行株主の二重責任と類似のものがカナダで最初に見られたのは、1830年の植民地銀行特許(Colonial bank charters)付与に際して適用された通商枢密院(the British Privy Council for Trade)決議の中だという。1842年の終わりまでには、カナダの特許銀行(charter banks)の間で、銀行株主の二重責任規定が一般的なものとなっており、1850年の自由銀行法(the Free Banking Act)、1870年の一般銀行法(the general banking act)にもこの規定が盛り込まれ、その後のカナダ銀行法にこの規定が存続していくことになった。そこでは、字義通りの二重責任が示されていたというから、銀行株主の二重責任慣行がアメリカに特有のものとは言えないようだ<sup>9</sup>。また、会社法における有限責任主義はアメリカで最初に発展をとげたもので、イギリスでは約20年の遅れをもって普及<sup>10</sup>しはじめたというのが通説である。

<sup>7</sup> Macey & Miller[1992]pp.55-58では、1865年から1934年までの国法銀行の二重責任の実績を分析している。Macey & Millerは賦課額に対する実際の徴収額が期間全体を通して50.8%であったことが”Effective”の評価を与える根拠としているが、賦課額そのものが、資本金に対しておよそ68.3%というものであったことには言及していない。賦課額を算定する段階ですでに割引が行われており、これを算入すれば資本金額に対する実際の徴収率は34.5%まで低下する。”Effective”の評価を与えるためには、さらに預金者や債権者に対する返済率等の比較も必要だろう。(Annual Report of the Comptroller of the Currency[1934]pp.36-37 参照)

<sup>8</sup> Marquis[1937]490-491.

<sup>9</sup> Carr & Mathewson[1988]によれば、スコットランドでは、19世紀末頃まで銀行券の発行に対しては、事実上株主の無限責任が課せられていたという。

<sup>10</sup> Oesterle[1992]p.591. 周知のように株式会社の嚆矢はオランダ、イギリスの東インド会社である。ここでいう遅延は1720年の南海泡沫事件(the South Sea Bubble)が発端となったもので、1825年に泡沫法(the Bubble Act)が廃止されるまでは株式会社にたいする国王(女王)の特許がほとんどおらなかったという事情に起因する。イギリスでは1855年有限責任法の制定によって、有限責任主義が一般化する道筋を付けた。

アメリカにおいて、州法が一般的に株主責任に言及するようになるのは、19世紀初頭以降のことである。1820年から30年代にかけて多くの州で株主の有限責任規定が導入されるようになった。唯一の例外がカリフォルニア州で、1931年になって初めて有限責任主義が導入された<sup>11</sup>。銀行株主の二重責任規定も同様に会社法の例外とされ、長期にわたる慣行となっていたのである。

南北戦争以前のアメリカにおける銀行株主の二重責任に関連する法律の規定は、カナダのように統一的なものではなかった。周知のように、アメリカにおける中央銀行制度（連邦準備制度）の成立は1914年である。この年まで、発券の集中・独占はなく、個々の銀行による発券が行われていた。また、1863年全国通貨法成立により、発券に対して連邦による一定の規制が設けられることになった。しかし、それ以前は全ての銀行は個人銀行か州法銀行（株式銀行または相互銀行）かであり、発券がその主たる収益源であった。

表1は銀行株主の二重責任に関する制度の成立および議論の歴史の概要を示したものである。州法銀行の株主責任について盛んに議論されるようになるのは、1837年恐慌以後のことである。多数の銀行破綻に遭遇し、銀行券保有者に対する保護がほとんどないことが多くの人々に知られ、反銀行(anti-bank)的世論が醸成されるまでになっていた<sup>12</sup>。いわば銀行改革の一手段として議論が始まったわけである。

表1 銀行株主の二重責任規定に関する変遷

19世紀初頭	ニュー・ハンプシャー州、ペンシルヴェニア州で銀行株主に対して追加的責任を課する。ニュー・ヨーク州、カンザス州、アイオワ州、ミネソタ州、インディアナ州などで、州憲法に株主の二重責任を盛り込む。
1863年	国法銀行法(全国通貨法)に株主の二重責任盛り込まれる。(シャーマン：債権者に対して、資本金以上の保証の材料を用意して、破綻に備える。株主および経営者の不健全な経営を牽制する目的も。)
1864年	国法銀行法の改正：二重責任の範囲を銀行株主の持分に等しい額を越えない範囲と規定。⇒1931年までに各州もほぼ同様の規定を採用。(カリフォルニア州の規定には責任の範囲に関する文言なし。コロラド州は三重責任)(二重責任規定なし：アラバマ州、コネチカット州、デラウェア州、ルイジアナ州、マサチューセッツ州、ミズーリ州、ニュー・ジャージー州、ロード・アイランド州、ヴァーモント州、ヴァージニア州)
1923-29年	(ブーム期)銀行株式の分散が拡大。⇨破綻銀行と内的な関連を持たない株主層の増加で、株主に二重責任の認識欠如。
1929年～	法学者による反二重責任の論調形成される。
～1944年	二重責任に反対する世論出来上がる。
1933年	1933年銀行法で国法銀行の二重責任規定廃棄。(1934年)⇨預金保険公社の設置。
1933年～	州議会による二重責任制度の廃止始まる。 (方法=アイオワ州の事例：二重責任のつかない株式の発行を認可⇒経過措置⇒二重責任規定の廃棄)
～1953年	25行を除く約5,000の国法銀行が告知をもって二重責任を廃棄。(1953年25行は連邦議会で廃棄を決定)

出所:Cartinhour[1931], Chaddock[1910], Easterbook[1985], Helderman[1931], Marquis[1937]等の各所による。

1846年に改正された1838年ニュー・ヨーク自由銀行法には、銀行債務(debts and liabilities)に対する各株主の責任規定が新しく挿入された。この規定では一定の責任範囲が定められていたが、銀行毎に、設立時定款に追加的な責任範囲を規定することが許されていたから、場合によっては無

<sup>11</sup> Weinstein[2001]は1931年以後有限責任主義に転換したカリフォルニア州における株式会社比率と株主の資産状況の推移を分析したものである。

<sup>12</sup> Helderman[1931]p.154.

限責任にもなりうる内容であった。1846年のニュー・ヨーク憲法制定会議では、株主に無限責任を課すこの規定の改正が議題となり、株主責任は株式の持ち分に等しい額の追加的責任を負うことになった<sup>13</sup>。この規定は1849年以降ニュー・ヨーク州所在の全ての株式銀行に適用されることになったが、発券を行わない銀行にはこれが適用されることはなかった<sup>14</sup>。

Helderman[1931]の説明によれば、いわゆる「ジャクソンの時代(the age of Andrew Jackson, 1828年から1840年頃まで)」の企業の大部分は個人企業かパートナーシップ(partnerships、合名ないしは合資会社的なもの)であった。ジャクソン大統領が免許の更新を拒否した、資本金3千5百万ドルを擁し全国各地に支店網を配置した第二合衆国銀行(1816-1836)は、当時の人々からすればまさに怪物であった<sup>15</sup>。人々は株式会社と有限責任会社法の発展に恐怖をつのらせていったという。株式会社に対して、「魂のない会社」(the soulless corporation)というフレーズが出現したのもこのころである<sup>16</sup>。こうした時代背景を考えると、二重責任とは、いわば株式会社の株主に対してもパートナーシップのパートナーと同等の責任を要求したものだとも考えられる。また銀行株主の二重責任規定の導入は、アメリカにおける株式会社設立運動の発展と、銀行業に対して特別の感情=恐れを持ち、分権主義・属人主義(パートナーシップなど)に親しんできたジャクソニアン民主主義運動との間の妥協の産物という側面もあったといえよう<sup>17</sup>。そうした考え方の大前提には、銀行は一般の企業とは異なり、一種の公共性を持つものであるという認識が存在したからであろう。

実際、こうした動きのなかで、憲法に銀行株主の無限責任原理を規定する州もあった。アイオワ州では1844年に、ミズーリ州では1845年に、株主の二重責任が州憲法に書き入れられた。やや極端な例をあげると、1851年、イリノイ州では一般銀行法に無限責任が規定されていないことをもって、州知事がこの法律の施行を差し止めたという事件もあった。しかし、多くの州では、ニュー・

<sup>13</sup> Marquis[1937]p.494. Helderman[1931]pp.154-156.1846年ニュー・ヨーク法のこの規定はこの後の州法規定のモデルになった。

<sup>14</sup> Mueller[1951]pp.444-445,671-676. 1866年の国法銀行法改正を契機として、大多数の州法銀行が預金銀行へと転換した。この改正で、州法銀行券の発行と使用に対して10%の税がかけられるようになった。州法銀行にとって発券による収益が期待できなくなったからである。

<sup>15</sup> 1820年代末に連邦政府の大統領に就任した Andrew Jackson とその後継者 Martin Van Buren の政権時代を「ジャクソンの時代」あるいは「ジャクソニアン・デモクラシー」の時代という。連邦主義を奉じる「アメリカ体制派」は内陸開発と保護関税政策を柱に、連邦政府主導の国内市場開拓を進めるという立場であった。これに反対するジャクソンらは、州主権による経済統治を尊重した連邦政府の樹立を目指していた。ジャクソンが大統領として採用したのは、各州の自立的な裁量性を尊重した連邦統治であった。ジャクソンの2度目の大統領選挙は第二合衆国銀行の免許更新をめぐる「銀行戦争(バンク・ウォー)」となった。ジャクソンの勝利は、第二合衆国銀行や大資本に対する人々の敵対心を増幅させ、州・地域主義が強まるとともに単店銀行主義が盛行することになった。

<sup>16</sup> Helderman[1931]pp.154-55.

<sup>17</sup> Weinstein[2001]p.18によれば、ほとんどの州の一般会社法に有限責任条項が見られるようになるのは1850年頃だという。

ヨーク州型の一定の限度をもった株主責任を規定するのが一般的であった<sup>18</sup>。非銀行業企業の有限責任については、1850年代までに、カリフォルニア州を除く全ての州法で採用されている。

## 2. 国法銀行法成立以後（1863-1933）

国法銀行法は当初より株主の二重責任規定を備えていた。当時州銀行法で広く採用されていた責任範囲が踏襲されている。銀行株主の責任という場合、本稿の冒頭で示した改正国法銀行法第 5151 節(13 Stat. L. 102)に示された銀行清算に関わる株主の二重責任以外に、1876年に改正された同法第 5205 節<sup>19</sup>の資本毀損に際しての追加出資規定がある。このような規定はほとんどの州銀行法にも盛り込まれていた。当時、銀行の資本金は預金者や債権者の便益のために使われる信託基金と考えられていたので、このような規定が広く受け入れられたものと考えられる。資本毀損に陥った場合の追加出資は、基本的には自主的なものであり、この出資によって清算時の二重責任が軽減されることはなかった<sup>20</sup>。

1893年と1907年の2つの恐慌はアメリカの金融制度にとって大きな試練となった。とりわけ州法銀行では1893年には261行、1895年には115行、1908年には83行が破綻し、破綻処理に伴う預金者およびその他債権者の損失をどう償うかが重大な問題となっていた<sup>21</sup>。1913年の連邦準備法に銀行株主の二重責任規定が盛り込まれるのは当然の流れであった。さらに、同法では新たにこの責任を担う株主の範囲を、当該銀行の破綻以前60日以内にその株式を譲渡した元株主を含むものとされた。それによれば、

「全ての国法銀行の株主は、その銀行の全ての契約、負債、関与について各人が責任を負っている。各人には投資した株式の持ち分ばかりでなくその額面総額に等しい額の責任がある。国法銀行の株主で、当該銀行の破綻以前の60日以内に持株を譲渡ないし譲渡の登録をした者は、その義務を負わなければならない。またそのような差し迫った破綻を事前に知っていた場合、その譲渡がなかった場合と同様の責任、あるいは被譲渡者がそのような責任を果たし得ない場合その責任を負う…<sup>22</sup>」

とある。国法銀行法の旧来の規定より、株主にとってはいっそう厳しいものとなった。

さて、国法銀行法では、二重責任を実施するのは国法銀行の管財人となっている<sup>23</sup>。管財人が通貨監督官によって任命されるのは銀行を清算する場合である。定期的な銀行検査などによって、資本の毀損が明らかとなった場合、通貨監督官はこれを回復するよう株主と取締役に求める権限を持つ<sup>24</sup>。

<sup>18</sup> Helderman[1931]p.156.

<sup>19</sup> 全文は Appendix に掲げた。

<sup>20</sup> Pike[1932]p.518.

<sup>21</sup> Upham & Lamke[1934]pp.4-5.1907年恐慌以後、オクラホマ州を初めとする西部諸州で州法預金保険制度説運動が展開され、成立をみている。(州法預金保険制度については、黒羽(1994),(1996)を参照されたい。)

<sup>22</sup> Federal Reserve Act Sec. 23.全文は Appendix に掲載した。

<sup>23</sup> 13 Stat. L. 114; 19 Stat. L. 64.

<sup>24</sup> R.S., Sec. 5205; 17 Stat. L.603; 19 Stat. L.64.資本毀損が自主的に回復されない場合は、株主による自主清算の決定がない限りは、通貨監督官の命令による強制清算手続きが進められることになる。

連邦準備法では、この資本回復命令に関わって、通貨監督官が当該銀行の減資を承認する権限も規定している<sup>25</sup>。

州銀行法では、1910年頃までに、32の州が追加的な株主責任を規定していた。これ以外に5州が州憲法によって未払込部分を含んだ有限株主責任を規定していた。9つの州では銀行株主の責任についての特別な規定はなかった。この時期までの州の二重責任規定は、上述の32の州でも統一的なものではなかった。1864年の国法銀行法と同様の「株主の個別責任」を謳うものが19州、「連帯的責任」を謳うものが13の州とコロンビア特別区であった<sup>26</sup>。

1930年までに二重責任規定を備える州は38に拡大し、その条文もより統一的なものとなっていた。例外的なものは、カリフォルニア州の無限責任、ジョージア州の預金債権のみに対する二重責任の適用、コロラド州の三重責任などである。これらの状況を一覧に付すと以下のようなになる<sup>27</sup>。

三重責任：コロラド州

応分の責任（無限責任）：カリフォルニア州

憲法による有限責任：アラバマ州、アイダホ州、ミズーリ州

憲法によらない有限責任：コネチカット州、デラウェア州、ルイジアナ州、ニュー・ジャージー州、ロード・アイランド州、テネシー州、ヴァージニア州

憲法による二重責任：アリゾナ州、イリノイ州、インディアナ州、アイオワ州、カンザス州、メリーランド州、ミネソタ州、ネブラスカ州、ニュー・ヨーク州、オハイオ州、オレゴン州、サウス・カロライナ州、サウス・ダコタ州、テキサス州、ユタ州、ワシントン州、ウェスト・ヴァージニア州

憲法によらない二重責任：アーカンソー州、フロリダ州、ジョージア州、ケンタッキー州、メイン州、マサチューセッツ州、ミシガン州、ミシSSIPPI州、モンタナ州、ネバダ州、ニュー・ハンプシャー州、ニュー・メキシコ州、ノース・カロライナ州、ノース・ダコタ州、オクラホマ州、ペンシルベニア州、ヴァーモント州、ウィスコンシン州、ワイオミング州

### III. 二重責任適用の実際

#### 1. 国法銀行の場合

損失の発生により資本が毀損した場合、株主はそれを回復するために賦課金を請求される。これは、先に述べた二重責任以外の一般的な株主責任であり、国法銀行法はもちろんほとんどの州銀行法でもこの規定を備えている。この実態を国法銀行についてみると表2<sup>28</sup>の通りである。1921年か

<sup>25</sup> Sec. 28, Federal Reserve Act.

<sup>26</sup> Marquis[1937]p.498.

<sup>27</sup> 同上、p.499.

<sup>28</sup> それぞれの地域に含まれる州については表3を参照されたい。



ら1930年末までに927行の国法銀行が破綻し、その合計資本金額は6,702万7千ドルであった。その自己資本（払込資本金、剰余金、未処分利益の合計）は、9,336万4千ドルであった。このうち、267行の清算を終了した国法銀行の清算計画では、3万2千ドルを資産の処分によって49万ドルを現金で株主に返還する予定になっていた<sup>29</sup>。見かけ上でも、株主は約6,700万ドルの出資額（資本

表2 1921年～1930年における破綻国法銀行の自己資本と営業停止以前に株主に対して請求された賦課金

地域	破綻銀行数	同左資本金合計 (単位1000ドル)	同左自己資本合計額 (単位1000ドル)	破綻以前の株主に対する賦課金請求額 (単位1000ドル)	資本金100ドル当たりの賦課金請求額 (単位ドル)
ニュー・イングランド	4	400	758	116	29.0
中部大西洋岸	29	2,150	4,894	640	29.8
北中部	78	5,418	7,592	795	14.7
南部山岳部	25	6,335	10,201	2,451	38.7
南東部	110	11,770	18,041	5,689	48.3
南西部	155	10,409	12,973	3,337	32.1
西部穀倉地帯	346	17,895	22,644	6,493	36.3
ロッキー山岳部	142	8,900	11,721	2,322	26.1
大西洋岸	38	3,750	4,540	1,040	27.7
合計	927	67,027	93,364	22,883	34.1

出所：Federal Reserve Committee on Branch, Group, and Chain Banking. 1933. *Bank Suspension in the United States, 1892-1931*. Material prepared for the Federal Reserve System, p.107.

金)の90%以上を失うという清算計画だったわけである。表2によれば、株主は破綻以前にすでに2,288万3千ドルの賦課金を課せられている。この計数は請求額であって実際の徴収額ではないが、Federal Reserve Committee[1933]の説明によれば、賦課金のほとんどは満額徴収されたものと推定しても良いようである。したがって、これらの銀行の株主は、破綻以前にすでに出資額の34%にあたる金額を支払い、破綻時までの出資額は8,991万ドルということになる<sup>30</sup>。先にも述べたように、先の34%というのは株主の二重責任とは別の負担である<sup>31</sup>。銀行株主に対する重い責任追及の実態が伺われる。

表3第3欄の賦課金請求額がいわゆる銀行株主の二重責任にあたるものである。1921年から1930年までに営業停止をした927行のうち、清算を完了したものが表3の267行である。国法銀行法では、二重責任による賦課金は、通貨監督官が強制清算を決定した場合に、管財人によって賦課されることになっている。同表第2欄の資本金額1,339万4千ドルとほぼ同額の1,310万ドルが管財人によって請求された。この請求額のうち、605万6千ドルが徴収されている。賦課金請求額に対して46.2%、株主から見れば出資金(=資本金)の45.2%にあたる額が徴収されたことになる。徴収

<sup>29</sup> 1921年～1930年末現在までに破綻した927行のうち、97行は営業を再開、57行は他行に合併、267行が清算を完了、506行が清算手続き中という内訳であった。Federal Reserve Committee on Branch, Group, and Chain Banking [1933] p.82.

<sup>30</sup> Federal Reserve Committee on Branch, Group, and Chain Banking [1933] pp.106-107.

<sup>31</sup> National Bank Act, Sec. 5205による株主責任。

率を地域別に見ると、ニュー・イングランドが最高で82.0%、ロッキー山岳部が最低で40.7%となっている。州別に見ると、最高がオハイオ州の99.0%で、最低はウィスコンシン州の14.7%である。資本金(=出資金)100ドル当たりの賦課金徴収額で見ると、最高はオハイオ州の83.0ドル、最低はミシシッピ州の12.7ドルである。これらのデータから賦課金徴収率の地域特性は見いだせない。注目すべきは、ほとんどの州が資本金に対する徴収率では50%以下であり、50%を越えたのは12州に過ぎなかったことである。

表3 1921年～1930年に破綻し、清算を完了した国法銀行の株主に対する賦課金徴収状況(1)

地域	破綻銀行数	同左資本金合計(単位1000ドル)	営業停止以後の賦課金請求額(単位1000ドル)	同右徴収額(単位1000ドル)	同右請求額に対する徴収率(%)	資本金100ドル当たりの賦課金徴収額(単位ドル)
ニュー・イングランド	1	50	50	41	82.0%	82.0
メイン州	0	--	--	--	--	--
ニュー・ハンプシャー州	0	--	--	--	--	--
ヴァーモント州	0	--	--	--	--	--
マサチューセッツ州	1	50	50	41	82.0%	82.0
ロード・アイランド州、	0	--	--	--	--	--
コネチカット州	0	--	--	--	--	--
中部太西洋岸	3	200	200	83	41.5%	41.5
ニュー・ヨーク州	0	--	--	--	--	--
ニュー・ジャージー州	0	--	--	--	--	--
デラウェア州	0	--	--	--	--	--
ペンシルベニア州	2	150	150	61	40.7%	40.7
メリーランド州	1	50	50	22	44.0%	44.0
ワシントンD.C.	0	--	--	--	--	--
北中部	8	500	475	291	61.3%	58.2
ミシガン州	0	--	--	--	--	--
ウィスコンシン州	2	75	75	11	14.7%	14.7
イリノイ州	2	75	75	45	60.0%	60.0
インディアナ州	1	125	125	37	29.6%	29.6
オハイオ州	3	225	200	198	99.0%	83.0
南部山岳部	2	55	55	37	67.3%	67.3
ウェスト・ヴァージニア州	0	--	--	--	--	--
ヴァージニア州	1	25	25	17	68.0%	68.0
ケンタッキー州	0	--	--	--	--	--
テネシー州	1	30	30	20	66.7%	66.7
南東部	21	1,180	1,095	564	51.5%	47.8
ノース・カロライナ州	4	150	150	78	52.0%	52.0
サウスカロライナ州	8	545	545	309	56.7%	56.7
ジョージア州	5	250	250	109	43.6%	43.6
フロリダ州	0	--	--	--	--	--
アラバマ州	2	125	125	54	43.2%	43.2
ミシシッピ州	2	110	25	14	56.0%	12.7

この時期の267行の国法銀行における株主の二重責任は資本金(=出資金額)に対して平均45.2%の低調な徴収率であった。この数値がこれらの銀行の債権者に対する支払いに、どの程度の役割を果たすことができたのかは本章3.で検討する。

表3つづき 1921年～1930年に破綻し、清算を完了した国法銀行の株主に対する賦課金徴収状況（2）

地域	破綻銀行数	同左資本金合計(単位1000ドル)	営業停止以後の賦課金請求額(単位1000ドル)	同右徴収額(単位1000ドル)	同右請求額に対する徴収率(%)	資本金100ドル当たりの賦課金徴収額(単位ドル)
南西部	50	3,134	3,000	1,274	42.5%	40.7
ルイジアナ州	1	50	50	14	28.0%	28.0
テキサス州	21	1,734	1,600	834	52.1%	48.1
アーカンソー州	3	135	135	67	49.6%	49.6
オクラホマ州	25	1,215	1,215	359	29.5%	29.5
西部穀倉地帯	83	3,335	3,285	1,627	49.5%	48.8
ミネソタ州	13	425	425	196	46.1%	46.1
ノース・ダコタ州	21	625	575	220	38.3%	35.2
サウス・ダコタ州	16	535	535	228	42.6%	42.6
アイオワ州	14	600	600	394	65.7%	65.7
ネブラスカ州	13	675	675	266	39.4%	39.4
ミズーリ州	2	145	145	95	65.5%	65.5
カンザス州	4	330	330	223	69.1%	69.1
ロッキー山岳部	86	4,225	4,225	1,721	40.7%	40.7
モンタナ州	38	1,205	1,205	400	33.2%	33.2
アイダホ州	17	965	965	353	36.6%	36.6
ワイオミング州	8	360	360	155	43.1%	43.1
コロラド州	8	445	445	208	46.7%	46.7
ニュー・メキシコ州	12	1,025	1,025	494	48.2%	48.2
アリゾナ州	2	200	200	98	49.0%	49.0
ユタ州	1	25	25	17	68.0%	68.0
ネバダ州	0	—	—	—	—	—
大西洋岸	13	715	715	418	58.5%	58.5
ワシントン州	4	190	190	83	43.7%	43.7
オレゴン州	4	200	200	90	45.0%	45.0
カリフォルニア州	5	325	325	245	75.4%	75.4
合計	267	13,394	13,100	6,056	46.2%	45.2

出所：Federal Reserve Committee on Branch, Group, and Chain Banking. 1933. *Bank Suspension in the United States, 1892-1931*. Material prepared for the Federal Reserve System, pp.108 & 205.

## 2. 州法銀行の場合

国法銀行とほぼ同じように、州法銀行にも資本毀損の回復のための株主責任規定がある。表4は1921年～1930年の間に営業停止となった州法銀行の自己資本を示したものである。州法銀行のデータは整っていないので類推するしかないが、州法銀行が国法銀行よりも賦課金の徴収率が高い可能性はきわめて低い。というのも、国法制度と州法制度が並立し、その制度を自由に選択できるという二元銀行制度のもとでは、国法ではなく州法制度を選択する主要な動機は、国法銀行に比較して資本金規制および経営上の制約が緩やかな点にある。そのため、国法銀行に比較して一般的に州法銀行の規模は小さく、その株主の支払い能力も多くの場合十分とは言えない場合が多いと推測される。Federal Reserve Committee[1933]は、これら州法銀行の株主に対する徴収額は、資本金に対しておよそ30%から35%程度、高くとも45%程度までと推計している。さらに、この間銀行破綻の多数発生した州（アイオワ州417行、ノース・ダコタ州416行、サウス・ダコタ州393行、ミズーリ州383行、ミネソタ州383行、ネブラスカ州380行、ジョージア州334行など）では、実質的

にはこの種の賦課金の徴収がほとんどできなかったという報告を受けているそうである<sup>32</sup>。資本の毀損を回復する余裕もなく、強制清算が決定したためであろう。

表4 1921年～1930年における破綻州法銀行の自己資本

地域	破綻銀行数	同左資本金合計(単位1000ドル)	同左自己資本合計額(単位1000ドル)
ニュー・イングランド	14	2,964	5,423
中部大西洋岸	43	41,896	73,699
北中部	553	30,964	42,218
南部山岳部	250	13,464	19,271
南東部	1,124	54,221	82,437
南西部	656	23,788	32,216
西部穀倉地帯	2,619	70,956	92,860
ロッキー山岳部	413	15,232	8,997*
大西洋岸	104	8,855	10,485
合計	5,776	262,340	367,606

\* モンタナ州の85行分は資本金のみを算入している。

出所：Federal Reserve Committee on Branch, Group, and Chain Banking. 1933.  
*Bank Suspension in the United States, 1892-1931. Material prepared for the Federal Reserve System, p.109.*

表5に示したのが州法銀行株主の二重責任実施状況である。表4によれば破綻した州法銀行数は5,776行である。このうち、1,016行は営業を再開し、167行は他に合併し、1,130行は清算を完了し、3,284行は清算手続き中、179行が不明となっている<sup>33</sup>。表5はこの1,130行のうちの529行についてのみのデータであるが、資本金合計が1,665万9千ドル、二重責任による賦課金請求額が1,422万3千ドルであった。カリフォルニア州やペンシルベニア州は資本金額に比較して賦課金請求額がかなり少ないことが分かる。賦課金に対するこれら州法銀行全体の徴収率は43.8%、資本金に対する同徴収額の割合は37.4%であった。アラバマ州、コネチカット州、デラウェア州、ルイジアナ州、マサチューセッツ州、ミズーリ州、ニュー・ジャージー州、ロード・アイランド州、ヴァーモント州、ヴァージニア州には二重責任規定が存在しないので、第3欄以下には計数がない。それ以外で計数が記載されていないものは、清算を完了したものの報告がないことを示している。

以上、連邦準備制度の調査資料をもとに、1921年から1930年までの銀行株主への賦課金の請求と徴収の一端を見てきた。これにより明らかになったのは、国法銀行と州法銀行の清算にあたって、銀行株主の二重責任規定に基づいて資本金相当額の賦課金が請求され、請求額に対しては平均40～50%の徴収されたことである。次節では、賦課金徴収に伴う問題点と、銀行債権者に対する支払いへの貢献度を見ていく。

<sup>32</sup> Federal Reserve Committee on Branch, Group, and Chain Banking [1933], pp.110,204.

<sup>33</sup> 同上,p.82.計数は、1930年末現在のものである。

表5 1921年～1930年に破綻し、清算を完了した州法銀行の株主に対する賦課金徴収状況（1）

地域	破綻銀行数	同左資本金合計(単位1000ドル)	営業停止以後の賦課金請求額(単位1000ドル)	同左徴収額(単位1000ドル)	賦課金請求額に対する徴収率(%)	資本金100ドル当たりの賦課金徴収額(単位ドル)
ニュー・イングランド	1	100	—	—	—	—
メイン州	—	—	—	—	—	—
ニュー・ハンプシャー州	—	—	—	—	—	—
ヴァーモント州	—	—	—	—	—	—
マサチューセッツ州	—	—	—	—	—	—
ロード・アイランド州、	—	—	—	—	—	—
コネチカット州	1	100	—	—	—	—
中部大西洋岸	4	380	50	45	90.0%	11.8
ニュー・ヨーク州	—	—	—	—	—	—
ニュー・ジャージー州	—	—	—	—	—	—
デラウェア州	—	—	—	—	—	—
ペンシルベニア州	2	175	50	45	90.0%	25.7
メリーランド州	2	205	—	—	—	—
ワシントンD.C.	—	—	—	—	—	—
北中部	3	105	105	75	71.4%	71.4
ミシガン州	2	90	90	64	71.1%	71.1
ウィスコンシン州	1	15	15	11	73.3%	73.3
イリノイ州	—	—	—	—	—	—
インディアナ州	—	—	—	—	—	—
オハイオ州	—	—	—	—	—	—
南部山岳部	5	105	80	22	27.5%	21.0
ウェスト・ヴァージニア州	—	—	—	—	—	—
ヴァージニア州	3	75	54	—	—	—
ケンタッキー州	2	30	26	22	84.6%	73.3
テネシー州	—	—	—	—	—	—
南東部	121	4,143	3,684	1,297	35.2%	31.3
ノース・カロライナ州	—	—	—	—	—	—
サウスカロライナ州	—	—	—	—	—	—
ジョージア州	110	3,872	3,624	1,264	34.9%	32.6
フロリダ州	4	75	60	33	55.0%	44.0
アラバマ州	7	196	—	—	—	—
ミシシッピ州	—	—	—	—	—	—
南西部	85	2,020	1,536	454	29.6%	22.5
ルイジアナ州	13	477	—	—	—	—
テキサス州	18	508	501	175	34.9%	34.4
アーカンソー州	4	60	60	17	28.3%	28.3
オクラホマ州	50	975	975	262	26.9%	26.9
西部教育地帯	225	4,393	4,221	1,976	46.8%	45.0
ミネソタ州	50	792	792	322	40.7%	40.7
ノース・ダコタ州	28	380	380	234	61.6%	61.6
サウス・ダコタ州	21	370	355	126	35.5%	34.1
アイオワ州	2	70	70	30	42.9%	42.9
ネブラスカ州	—	—	—	—	—	—
ミズーリ州	4	110	—	—	—	—
カンザス州	120	2,671	2,624	1,264	48.2%	47.3
ロッキー山岳部	45	1,469	1,395	826	59.2%	56.2
モンタナ州	1	20	20	1	5.0%	5.0
アイダホ州	—	—	—	—	—	—
ワイオミング州	5	185	88	64	72.7%	34.6
コロラド州	30	879	964	500	51.9%	56.9
ニュー・メキシコ州	4	255	193	176	91.2%	69.0
アリゾナ州	3	55	55	17	30.9%	30.9
ユタ州	2	75	75	68	90.7%	90.7
ネバダ州	—	—	—	—	—	—

表5 つづき 1921年～1930年に破綻し、清算を完了した州法銀行の株主に対する賦課金徴収状況 (2)

地域	破綻銀行数	同左資本金合計(単位1000ドル)	営業停止以後の賦課金請求額(単位1000ドル)	同左徴収額(単位1000ドル)	賦課金請求額に対する徴収率(%)	資本金100ドル当たりの賦課金徴収額(単位ドル)
大西洋岸	40	3,944	3,152	1,539	48.8%	39.0
ワシントン州	31	2,732	2,762	1,375	49.8%	50.3
オレゴン州	5	375	315	121	38.4%	32.3
カリフォルニア州	4	837	75	43	57.3%	5.1
合計	529	16,659	14,223	6,234	43.8%	37.4

出所：Federal Reserve Committee on Branch, Group, and Chain Banking. 1933. *Bank Suspension in the United States, 1892-1931*. Material prepared for the Federal Reserve System. pp.111 & 207.

### 3. 二重責任の実効性

国法銀行の支払不能 (insolvent) が宣言された場合、株主に対する賦課金請求が必要であるか否かを決定するのは通貨監督官であり、その後強制清算が決定した場合、二重責任を執行するのは国法銀行の管財人である。管財人を任命するのも通貨監督官である<sup>34</sup>。通貨監督官は資本毀損を回復するよう株主に求める権限と、この回復に影響を及ぼす資本削減の権限とを持つ<sup>35</sup>。

先に見た 1921 年～1930 年までの破綻した国法および州法銀行の整理は約 80% が清算によるものであった。しかし、1930 年～1933 年にかけて発生した 6,704 行もの破綻銀行の整理に際しては、困難なものを除いて、何らかの方法で営業を再開するための整理手法が採られた。国法および州法当局者によって採用された多くの再建プランでは、二重責任による賦課金の徴収は実施されなかったが、株主は経済的に可能であれば、新しい出資をするよう求められた<sup>36</sup>。本節では、清算に関わる銀行株主の二重責任執行上の問題点およびその債権者に対する支払いへの寄与の実態に論点を絞り、その他の株主責任については別稿で検討したい。

銀行株主の二重責任の執行が順調に進行するとは限らない。一般会社法では、株主は有限責任を保証されている訳であるから、銀行株主がこうした追加的責任の賦課に抗して訴訟を起こす場合もある。そうした場合、清算の遅れは避けられない<sup>37</sup>。1898 年以前は株主に対してあらかじめ必要と予想した額を賦課し、その賦課をもって最後とすることが通貨監督官事務所の方針であった。1898 年、この最初の見積りが確定額であると見なすシステムに突然の方向転換があり、必要であれば追加的賦課金を徴収できることになった<sup>38</sup>。新たな訴訟の要因が加わることになったことになる。

二重責任の徴収に訴えても、これが破綻した銀行の預金者への支払いに果たす役割は微々たるものであった。表 6 を見ると、1865 年から 1934 年に財産管理 (receiverships) が終了した 1,219 の全ての国法銀行では、株主に対する賦課額はその資本金の平均 68.25% で、実際の拋出はその賦課額の

<sup>34</sup> 13 Stat. L. 114; 19 Stat. L. 64.

<sup>35</sup> R.S., Sec. 5205; 17 Stat. L. 603; 19 State. L. 64. Sec. 28, Federal Reserve Act.

<sup>36</sup> Upham & Lamke [1934] pp.94-110.

<sup>37</sup> *Annual Report of the Comptroller of the Currency*, 1867, p. li.

<sup>38</sup> 同上, 1898, p. xxxvi

49.78%にすぎなかった。したがって、資本金の33.97%にあたる額しか実際には徴収できていなかったことになる。賦課金の請求に対して株主が拠出した額は、総額43,510,509ドルにのぼったが、取立全体の8.45%を占めるに過ぎず、また、債権者に対する配当金に対しても10.45%であった。下院公聴会の記録によれば、この賦課金が預金者にほとんど恩恵をもたらさなかったばかりでなく、各銀行の株主が平等に負担しているというわけでもなかったようで、二重責任執行の責任者である通貨監督官にとって、地方の弱小銀行問題は懸案であり続けたようである<sup>39</sup>。

表6 国法銀行1219行の清算終了報告書（1865年～1934年10月31日）

(1219行の資本金合計額)	\$128,070,420.00	①		
(通貨監督官による株主に対する賦課額 (Sec. 5151により))	\$87,401,912.00	②	②/①	= 68.25%
1 回収の部				
・株主からの拠出金 (Sec. 5151により)	\$43,510,509.00	③	③/②	= 49.78%
			③/①	= 33.97%
			③/(⑧+⑨+⑩)	= 10.45%
・資産処分による収入	\$409,554,805.00	④		
・未収利益回収分	\$1,475,408.00	⑤		
・資産に対する相殺分	\$60,646,460.00	⑥		
	\$515,187,182.00	⑦	③/⑦	= 8.45%
2 回収債権処分の部				
・管財人による無保証債権者への配当支払い	\$277,972,054.00	⑧	③/⑧	= 15.65%
・管財人による被保証債権者への配当支払い	\$6,475,529.00	⑨		
・被保証優先債権者への支払い	\$132,012,897.00	⑩		
・負債に対する相殺分	\$60,646,460.00	⑪		
・管財人報酬および訴訟費用等	\$33,578,643.00	⑫		
・株主への返還金	\$4,501,599.00	⑬	(③-⑬)/①	= 30.46%
	\$515,187,182.00	⑭	③/⑭	= 8.45%
3 留意事項など				
・破綻時の総資産	\$783,083,451.00			
・破綻時の預金額合計	\$419,114,387.00			
・破綻時の銀行券発行残高	\$55,604,351.00			
これに対する担保国債の額面総額	\$59,175,511.00			
・債権者に対する支払額合計	\$477,106,940.00			
・被保証および無保証債権の請求合計額	\$427,652,840.00			
・上記以外に株主に返還された額 (正式に設立された機関を通じて)	\$16,597,541.00			

出所: *Annual Report of the Comptroller of the Currency for the year ended October 31, 1934, pp. 36-37.*

州においてもそれは同様のものであった。マサチューセッツ銀行委員会の1932年報告によると、「実際のところ、株主の懐から出た額は少額であった。支払いの負担は、多くの場合、経営の実権を握りその破綻に責任の大きい者達ではなく、少額株主が負った。このようにして、法は法令がその表面で与えると称している預金者に対する保護を与えることができず... 中略... 二重責任条項は適当なこれに代わるものを策定するという見地からさらなる研究が必要である...」<sup>40</sup>と述べて、二重責任の

<sup>39</sup> Cong., 2 sess., Hearings on H.R. 141 before House Committee on Banking and Currency, 1930, p.16

<sup>40</sup> *Report of the Massachusetts Special commission on Revision of the Laws Relating to Trust*

実効性と株主による負担の平等に対して疑問を投げかけている。

これらの発言に表れているように、二重責任をめぐる問題の第一のものは、破綻銀行の債権者、とりわけ預金者に対して銀行株主が責任を果たすという、同規定の設置目的に合致しているかどうか疑わしい点であった。表2から表6までで見たように、銀行株主の二重責任に基づく拠出金は、資本金（出資額）に対して平均約30%～50%であった。表6によれば、この拠出金は国法銀行1,219行の回収合計金額の8.45% (③/⑦) で、これが債権者への支払いに寄与した割合は10.45% (③/(⑧+⑨+⑩)) であった。預金者の大部分が無保証債権者だと仮定すると、これへの支払いに寄与した割合は15.65% (③/⑧) である。同じ時期の計数はとれないが、1921年～1930年の無保証預金者<sup>41</sup>への支払い状況を示したものが表7である。これを見ると、国法銀行の支払い率が平均49.8%、州法銀行が58.3%<sup>42</sup>ときわめて不十分な状況である。株主からの拠出金が無保証の預金者の損失を十分にカバーするというわけにはいかなかったということになる。

第二には、徴収の平等と実効性に関わる問題である。その一つは、株主の居住性に関わる問題で、たとえば、州銀行長官が他州に住む株主から賦課金を徴収することはほとんど不可能であった。ニュー・ヨーク・タイムズの記事<sup>43</sup>によれば、ニュー・ヨーク州銀行長官ブローデリックは、合衆国銀行(Bank of the United States)のニュー・ジャージー州に住む560人の株主から436,840ドルを徴収しようと裁判に訴えたが、挫折したそうである。同記事によると、ニュー・ヨーク州法で規定された銀行の株主責任について、他州の裁判所が判断することはできないという判断が下されている。ニュー・ジャージー州銀行法には株主の二重責任規定がないため、裁判所の判断をますます困難なものとしたようである。また、合衆国銀行のコネチカット州在住株主1,015名に対しても、同様の裁判が起こされたという。ニュー・ヘブレン郡一般訴訟裁判所(the Court of Common Pleas)はニュー・ヨーク州の株式に関わる二重責任はコネチカットでは強制できないとしたのである。

二つめには、銀行持株会社の株主責任の問題である。銀行株主の二重責任は預金者を保護するために設計されたものだが、脆弱な銀行持株会社が株主となっている銀行が破綻した場合、二重責任の実効性は失われる。銀行株式以外にほとんど資産をもっていない場合、預金者は持株会社の所有する

*Companies and Private Banks, and to the Liquidation of Banks*, H. rep. 1184, December 1932, p.37

<sup>41</sup> 清算過程で預金者を被保証預金者と無保証預金者に分類している。被保証債権には全額が支払われる。国法銀行および大部分の州法銀行では、預金者を被保証と無保証とに分類しているが、アイダホ州やオレゴン州などでは、預金者を優先債権者に分類している。

<sup>42</sup> この時期、テキサス州、オクラホマ州、カンザス州、ネブラスカ州、ミシシッピ州、両ダコタ州、ワシントン州には預金者保証法が施行されており、清算による資産の処分と賦課金などの回収金額と債権者への支払いおよび清算費用等に必要な金額との差額の一部または全部を補填していた。従って、これらの州では、株主の二重責任の預金支払いに対する寄与した割合さらに低下する。

<sup>43</sup> *New York Times*, Jan. 31, 1934.



表7 1921-30年に清算の完了した無保証預金者への支払い状況

地域	国法銀行				州法銀行			
	銀行数	請求額(単位 1000ドル)	支払額(単位 1000ドル)	支払い率	銀行数*	請求額(単位 1000ドル)	支払額(単位 1000ドル)	支払い率
ニュー・イングランド	1	279	187	67.0%	1	1,612	1,612	100.0%
中部大西洋岸	3	2,381	1,885	79.2%	4	843	791	93.8%
北中部	8	4,671	2,757	59.0%	30	5,677	3,891	68.5%
南部山岳部	2	366	332	90.7%	13	1,405	1,061	75.5%
南東部	21	3,288	1,802	54.8%	139	14,987	6,493	43.3%
南西部	50	17,167	7,787	45.4%	99	9,577	4,752	49.6%
西部穀倉地帯	83	20,397	10,324	50.6%	524	81,120	45,008	55.5%
ロッキー山岳部	86	17,449	7,418	42.5%	128	16,914	9,832	58.1%
大西洋岸	13	2,491	1,542	61.9%	50	23,674	17,451	73.7%
合計	267	68,489	34,034	49.7%	988	155,809	90,891	58.3%
支払い停止の発生前	銀行数	請求額(単位 1000ドル)	支払額(単位 1000ドル)	支払い率	銀行数*	請求額(単位 1000ドル)	支払額(単位 1000ドル)	支払い率
1921	25	9,297	3,262	35.1%	128	31,687	19,107	60.3%
1922	23	6,857	2,787	40.6%	103	17,497	7,536	43.1%
1923	54	11,874	4,265	35.9%	154	22,025	10,869	49.3%
1924	67	20,757	10,644	51.3%	164	23,304	10,557	45.3%
1925	45	10,582	6,194	58.5%	123	21,794	10,985	50.4%
1926	33	6,358	4,551	71.6%	186	27,128	15,958	58.8%
1927	11	1,168	712	61.0%	90	8,348	5,677	68.0%
1928	5	492	507	103.0%	31	3,426	2,176	63.5%
1929	2	218	226	103.7%	9	570	532	93.3%
1930	2	886	886	100.0%	—	—	—	—
合計	267	68,489	34,034	49.7%	988	155,779	83,397	53.5%

\*1921～1930年に清算の完了した州法銀行数は1,130行であったが、支払い状況に関する情報のとれなかった142行は除外している。

出所：Federal Reserve Committee on Branch, Group, and Chain Banking. 1933. *Bank Suspension in the United States, 1892-1931. Material prepared for the Federal Reserve System*, pp.96&102.

株式に課せられた二重責任によって保護されるべき道を失う。当時、銀行の株式に対する株主責任を免れる目的で銀行持株会社を設立するという一団も多数存在した。持株会社の株主は銀行株式に対して、株主ではなく受託人の地位にあり、法規規定上の二重責任者ではない。というのは、銀行持株会社が自社の株式と傘下の単店銀行(unit banks)の株式を交換するとき、法の原則としては、持株会社には二重責任が生じるが、個人株主は銀行の株式と持株会社の株式を交換するので、個人は全ての責任を逃れることになる。しかし、持株会社の設立の目的はそれが全てではない。支店設置禁止や州際規制を乗り越えることを目的に、持株会社化を選択した「大銀行」も多数存在した。それゆえ、定款によって株主責任を引き受けると表明する「良識的」持株会社も存在した<sup>44</sup>。また、株主責任を果たすため、持株会社が銀行株式に等しい額の債券類を保有する場合もごく少数ではあるが存在したようである<sup>45</sup>。

1930年頃には、ニュー・ジャージー、オレゴン、ペンシルベニア、ヴァーモントの各州を除く多くの州で、銀行持株会社の傘下銀行に対する株主責任については、裁判によって示されるか新たに立法されるかの方法で法の整備が行われた<sup>46</sup>。

<sup>44</sup> Upham & Lamke [1934]pp.99-101.

<sup>45</sup> Cartinhour [1931] p.245.

<sup>46</sup> 同上、p.246.

『アメリカン・バンカー (*American Banker*<sup>47</sup>)』に、1934 年には銀行持株会社の株主の傘下銀行に対する株主責任を認める判決が出たとある。それによれば、ミシガン州のガーディアン・デトロイト・ユニオン・グループ(the Guardian Detroit Union Group, Inc.)とデトロイト・バンカーズ・カンパニー(the Detroit Bankers Company)はガーディアン・ナショナル・バンク・オブ・コマース(the Guardian National Bank of Commerce)とファースト・ナショナル・バンク・オブ・デトロイト(the First National Bank of Detroit)の持株会社である。デトロイトの連邦裁判所は、1934 年 3 月 8 日、デトロイト・バンカーズ・カンパニーとガーディアン・デトロイト・ユニオン・グループの株主が、二つの銀行の総額 3,500 万ドルにのぼる株主責任を負っているという判決を下している。

判決は、グループ株式の所有者が銀行株式の真の受益権者であり、持株会社は信託者や株主を賦課責任から遮蔽するための装置としての役割を果たしているに過ぎないと断じている。さらに持ち株会社の免許は傘下单店銀行の二重責任を負い、そのグループの株主が二重責任を負うであろうという預金者の期待が合理的であると認めた<sup>48</sup>。

その他、銀行株主への二重責任の公平な賦課を困難にするのは、銀行株式の事実上の受益権者と登録名義が異なる場合、受託者ないし未成年が株主である場合、他の銀行が株主である場合、死去した株主の財産に対して賦課する場合などである。

破綻した銀行の預金者に対する保護が主な目的で導入された株主の二重責任であるが、請求された賦課額に対して 50%以下の徴収率という実態、また清算によって償われた額が無保証預金者債権の 50%以下であることを考えると、この制度の目的を果たしたとは評価できない。とりわけ、1931 年～33 年にかけての銀行危機に際しては、株主自身の支払い能力が極端に低下したため、徴収そのものが停滞ないし不能となっていたのである。あくまでも預金者保護が制度の目的であるならば、それが機能しなくなったとき、連邦預金保険公社が設置され、この制度が徐々に廃止に向かったのも当然の成り行きと言えそうだ。

#### IV. 終わりに— 銀行株主の二重責任の終焉と歴史的意義

1933 年銀行法の施行日より国法銀行株主の二重責任規定は廃止された<sup>49</sup>。これを引き継ぎ、同規定は多くの州で廃止に向かった。国法銀行では、剰余金の積立が義務化され、資本の 20%となるまで、

<sup>47</sup> *American Banker*, March 13, 1934. ガーディアンの裁判以外に、同年 3 月 21 日にセント・ルイスの連邦地区裁判所で同様の判決が出ているとある。

<sup>48</sup> Upham & Lamke [1934]pp.99-100.

Willson&Kane1996.p.3.note によれば、1935 年 8 月、銀行法改正で 1937 年央以降、国法銀行の残存株式は期限切れとなることになった。このため、国法銀行は、預金者に対して、6ヶ月間株主の二重責任が終了することを告示することになった。1930 年代のこれ以降、1933 年の緊急銀行法の規定に基づき、優先株を含む新株が発行され、復興金融公社に売却されるという事態も加わった。

<sup>49</sup> しかし、Sec. 5205 of Revised Statutes の資本毀損の場合の追加出資については廃止になっていない。

純利益の1割を剰余金として積み立てることになった<sup>50</sup>。16の州では、新銀行設立の場合、資本金の10～100%の剰余金を払い込まなければならないという規定を備えた<sup>51</sup>。たとえば、フロリダ州法では、純利益の10%を剰余金として資本金額と等しくなるまで積み立て、配当金は10%を越えない、残りの未処分利益金は国債もしくは地方政府債に投資し、その投資額が資本金額に等しくなるまで州財務省に預けておくということになった。この基金は州銀行長官の承認を得た場合にだけ銀行が利用でき、剰余金や政府債の基金が不足した場合は補填することが義務づけられた。

ワシントン州では1933年2月27日に改正法が施行され<sup>52</sup>、新立銀行の株主は、持株額面金額と等しい額の指定の担保（現金、合衆国国債、信託基金として適法な証券類）を州財務省に預けなければならなくなった。担保は州財務長官が保管し、その担保から得た収入は銀行ないしは信託会社に株主の代理人として支払う。既存の州法銀行は、次の方法によって二重責任を果たす。すなわち、州財務省に対して証券類を渡し、今後受け取るべき配当の内3分の1を資本金と同額になるまで積み立て、あるいはその積み立てられた額と資本と剰余金が預金の20%になるまで積み立てるというものである。

その他、ノース・カロライナ州（Laws, 1933, Chap. 159）やサウス・ダコタ州（Spec. Sess. Laws, 1933, Chap. I）でも、剰余金や債権による積み立てないし連邦預金保険への加盟を義務づけることになった。

筆者は二重責任の実効性と執行の公平性に疑問を呈したが、管財人が公平性を貫こうと徹底的に裁判に訴えて解決を図ろうとしたところで、訴訟費用はますます増加し債権者のための支払いの基金を減少させてしまう。また、無限責任や二重責任などの非有限責任は株式会社の資本コストを引き上げ、効率的な資本を募集する妨げとなるものであり、銀行は株式会社制度のメリットを享受できないという不利益を被ることになる。さらに、それらは広範に分散した多数の少額株主の生成を制約するものでもある。1920年代、一般株式会社に止まらず銀行においても、株式は広範な人々に保有されるようになり、二重責任の執行そのものも一部形骸化しつつあったにも関わらず、二重責任を廃止するという議論はほとんど見られなかった。約70年以上におよぶアメリカ合衆国の銀行株主の二重責任制度においては、銀行の公共性の認識が国民的に共有されているなかで、その株主責任の重大性を法律によって規定していることに大きな意義があった。それゆえ、その実効性や執行の公平性が部分的に欠如していたとしても、それが同制度の存廃を期する決定的要因にならなかったということではないか。

アメリカ国民は、州主権と連邦主権の対立という二元的構造に起因するアンバランスをさまざまな「構造物」で「解決」してきた。銀行制度に限ってみても、二元銀行制度や州際条項などは象徴的な

<sup>50</sup> R.S., Sec. 5199.

<sup>51</sup> Federal Reserve Committee on Branch, Group, and Chain Banking [1933] *The Dual Banking System*, pp. 49-50.

<sup>52</sup> Amendments to Washington Laws, 1933, Chap. 42(S.B. 132)

例である。本稿の簡単な分析だけで一定の結論を導く危険をあえて冒せば、株主の二重責任規定の歴史的意義とは、根元的にはその「構造物」の一つということにあるのではないかということになる<sup>53</sup>。この結論は、今後、各州の具体的な事例をもって補強されなければならない。

#### 参考文献

[年次報告等]

*Annual Report of the Comptroller of the Currency, 1912, 1930-34, 1937.*

[著書・論文]

American Institute of Banking. 1934. *Contemporary Legislative and Banking Problems.*

Buckerley, F.H. 1986. "The Bankruptcy Priority Puzzle, *Virginia Law Review*, vol. 72.

Carr, Jack L. and Frank Mathewson. 1988. "Unlimited Liability as a Barrier to Entry," *Journal of Political Economy*, vol. 96, no.4, 766-784.

Cartinhour, Gaines T. 1931. *Branch, Group and Chain Banking*, New York: Macmillan.

Chaddock, Robert E. 1910. *The Safety Fund Banking System in New York, 1829-1866.*  
Washington: Government Printing Office

Dewey, Davis R. 1910. *State Banking before the Civil War.* Washington: Government Printing Office.

Dodd, Edwin Merrick. 1954. *American Business Corporations until 1860.* Harvard University Press.

Easterbook, Frank and Daniel R. Fischel. 1985. "Limited Liability and the Corporation," *University of Chicago Law Review*, Vol.52.

Federal Reserve Committee on Branch, Group, and Chain Banking. 1933. *Bank Suspension in the United States, 1892-1931.* Material prepared for the Federal Reserve System, 89-113.

Foote, Allen Ripley. 1895. *Sound Currency : How It May Be Secured.* New York : Currency Committee of the Reform Club.

Hansmann, Henry and Reinier Kraakman. 1991. "Toward Unlimited Shareholder Liability for Corporate Torts," *Yale Law Journal*, vol. 100.

Helderman, Leonard C. 1931. *National and State Banks: A Study of Their Origin.* Boston: Houghton Mifflin.

Kane, Edward and Barry Wilson. 1996. *The Demise of Double Liability as an Optimal Contract*

---

<sup>53</sup> Kurohane[2001],[2002]はこうした観点から、二元銀行制度および支店銀行制度を分析した。

*for Large-bank Stockholders*, National bureau of Economic Research Working Paper no. 5848.

Knox, John Jay. 1903. *A History of Banking in the United States*. New York.

黒羽雅子(1994)「戦前期米国州法銀行の破綻と制度上の諸問題 一支店銀行と州法預金保証制度」

『地方金融史研究』第25号 pp.13～30.

\_\_\_\_\_ (1996)「州法預金保証制度の失敗と銀行制度改革」・『地方金融史研究』第27号 pp.1～17.

\_\_\_\_\_ (2001)「アメリカにおける破綻州法銀行の再建」『金融危機と地方銀行』東京大学出版会.

Kurohane, Masako(2001)What Happened to the Dual Banking System ·Historical Meaning of Interstate banking and Branching in the United States (1)-.「萩国際大学『萩国際大学論集』第3号 pp.13～44.

\_\_\_\_\_ (2002) What Happened to the Dual Banking System ·Historical Meaning of Interstate banking and Branching in the United States (2)-萩国際大学『萩国際大学論集』第3巻2号. pp.17～37.

Livermore, Shaw. 1935. "Unlimited Liability in Early American Corporations," *Journal of Political Economy*, vol. 43.

Macey, Jonathan and Geoffrey Miller. 1992, "Double Liability of Bank Shareholders: History and Implications," *Wake Forest Law Review*, vol. 27, 31-62.

Marquis, Ralph W. 1937." Double Liability for Bank Stock," *The American Economic Review*, Vol. XXVII No.3.490-502.

Mueller, F.W. Jr. 1951. *Money and Banking*. New York.

Nadler, Marcus and Jules I. Bogen. 1933. *The Banking Crisis: the End of an Epoch*. New York.

Oesterle, Dale Arthur. 1992. "limited liability, development of," in *The Palgrave Dictionary of Money and Finance*, vol. 2, London, 590-591.

Orhial, Tony (ed.). 1982. *Limited Liability and the Corporation*, London.

Pike, A. W. 1932, "The Double Liability Aspect of Bank Stocks," *Harvard Business Review*, Vol.10, no.4.

高木仁 (2001)『アメリカ金融制度改革の長期的展望』原書房、2-8.

Upham, Cyril B. and Edwin Lamke. 1934. *Closed and Distressed Banks – A Study in Public Administration*, Washington, D.C.: The Brookings Institution.

Weinstein, Mark I. 2001. *Limited Liability in California: 1928-1931*. USC Olin Research Paper No. 00-17, University of Southern California Law School.

Appendix:

**// The National Bank Act, Sec.5151.**

**Individual Liability of Shareholders.** The shareholders of every national banking association shall be held individually responsible, equally and ratably, and not one for another, for all contracts, debts, and engagements of such association, to the extent of the amount of their stock therein, at the par value thereof, in addition to the amount invested in such shares; at the par value thereof, in addition to the amount invested in such shares; except that shareholders of any banking association now existing under State laws, having not less than five millions of dollars of capital actually paid in, and a surplus of twenty per centum on hand, both to be determined by the Comptroller of the Currency, shall be liable only to the amount invested in their shares; and such surplus of twenty per centum shall be kept undiminished, and be in addition to the surplus provided for in this Title; and if at any time there is a deficiency in such surplus of twenty per centum, such association shall not pay any dividends to its share holders until the deficiency is made good; and in case of such deficiency, its business and wind up its affairs under the provisions of chapter five of this Title.

**//The National Bank Act, Sec.5205 [as amended 1876]**

**Assessment for Failure to Pay Up Capital Stock or for Impairment of Capital.** Every association which shall have failed to pay up its capital stock, as required by law, and every association whose capital stock shall have become impaired by losses or otherwise, shall, within the three months after receiving notice thereof from the Comptroller of the Currency, pay the deficiency in the capital stock, by assessment upon the shareholders pro rata for the amount of capital stock held by each; and the Treasurer of the United States shall withhold the interest upon all bonds held by him in trust for any such association, upon notification from the Comptroller of the Currency, until otherwise notified from the Comptroller of the Currency, until otherwise notified by him. If any such association shall fail to pay up its capital stock, and shall refuse to go into liquidation, as provided by law, for three months after receiving notice from the Comptroller, a receiver may be appointed to close up the business transacted. A copy of such list, on the first Monday of July of each year, verified by the oath of such president or cashier, shall be transmitted to the Comptroller of the Currency.

**// Federal Reserve Act, Sec. 23.**

**Liability of Stockholders.** The stockholders of every national banking association shall be held individually responsible for all contracts, debts, and engagements of such association, each to the

amount of his stock therein, at the par value thereof in addition to the amount invested in such stock, The Stockholders in any national banking association who shall have transferred their shares or registered the transfer thereof within 60 days next before the date of the failure of such association to meet its obligations, or with knowledge of such impending failure, shall be liable to the same extent as if they had made no such transfer, to the extent that the subsequent transferee fails to meet such liability; but this provision shall not be construed to affect in any way any recourse which such shareholders might otherwise have against those in whose names such shares are registered at the time of such failure.